

f c t

# GAZETTE

1991. 2

vol. 10

Number. 40

ガゼットは  
テレビと市民  
のデータバンクです

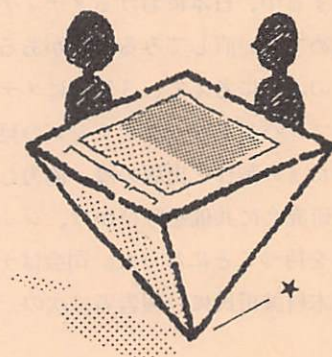
複写(コピー)は  
ご遠慮下さい。

編集・発行/FCT(子どものテレビの会・市民のテレビの会)編集委員会 責任者・鈴木みどり

発行所・神奈川県葉山町長柄1601-27 購読料/年間(4回発行)¥2000(送料共)一部¥500(送料別)

第一勧業銀行返子支店(普通預金1425785) 郵便振替 東京9-84097

## メディア教育の 展開を



メディア教育はFCT発足以来の私たちのテーマである。本誌は10年、40号を数えるが、その1981年4月の創刊号でもメディア教育を特集し、当時アメリカで話題になっていた中学生にテレビについて教える本『この素晴らしいテレビマシーン』を紹介している。その後も小学生向けCVS(批判的視聴技能)絵本、ノルウェーの中・高生用カリキュラム、あるいは日本での小学校や大学、社会教育の場での実践報告と、本誌では他のどのテーマよりメディア教育を重視して、何度もくり返し取り上げてきた。

そして1991年という新しい年を迎え、私たち

は決意を新たにして、メディア教育の一層の展開に取り組もうとしている。メディア教育のグローバルな推進が90年代の課題となっている中で、日本だけがこの領域でも取り残されていくのを黙って見ているわけにはいかない。

メディア教育によって情報の使い手の意識を変え、その権利の確立をめざすなら、その過程でメディア環境は変容し、やがてメディアのあり方そのものも変わらざるを得ないだろう。この変化のプロセスを確実にものにするためにも、学校で、地域で、そして家庭で、私たちの創造性に富んだ実践の積み重ねが、いま、求められている。

### ■CONTENTS■

- 特集1 FCTジョイントフォーラム記録  
メディア教育の新しい方向 ..... 1
- 資料 メディア教育国際会議報告 ..... 6
- 特集2  
子ども向けテレビ雑誌「週刊ババール」..... 8
- 特集3

- 即位、そして一連の皇室報道 ..... 10
- FCTデータバンク  
海外篇 ..... 12  
国内篇 ..... 13

イラスト 市川雅美

# メディア教育の新しい方向

1990年11月20日(土)  
共催・テレビ環境研究会、AVACO  
於：東京・早稲田AVACO会議室

国際識字年の1990年7月、メディア教育の現状をグローバルに把握し、その発展の新たな方向をめざす国際会議がツールズ(仏)、ロンドン(英)で続けて開催された。メディア教育はFCT活動の重要な柱の一つとして創設以来、位置づいてきたものであり、私たちとしても、国際的関心の高まる中、日本におけるメディア教育のあり方を改めて問い直してみる必要があるのではないか。このように考えて、3年前にメディアワークショップ・ハンドブック『テレビの見かた、つきあいかた』の製作・出版の際、協力し合ったテレビ環境研究会に共催を呼びかけ、ジョイントフォーラムを持つことになった。司会はテレビ環境研究会の木村誠甫氏に、報告者は次の三氏にお願いした。

<報告者>

荒井 隆(東京都大田区教育委員会社会教育主事)

中澤賢一(玉川大学講師、教育学)

鈴木みどり(FCT)

## 世界のメディア教育事情

**司会** まず、二つの国際会議に出席された鈴木さんから報告をお願いしたい。

**鈴木** 会議の概要については資料(ガゼットNo.39)を参照していただいて、ここではツールズ会議から学んだ世界のメディア教育事情について、短かく報告したい。

メディア教育先進国、つまり、学校教育の一部としてメディア教育が既に行われている国をあげると、イギリス、ノルウェーやフィンランド等の北欧諸国、カナダ、それにオーストラリアである。イギリスでは特にスコットランドが盛んで、メディア教育教師の組織もある。カナダの場合は特にオンタリオ州で、州政府が音頭を取ってカリキュラムを作り、積極的に推進している。オーストラ

リアにも全国規模のメディア教育教師の組織ATOMがあり、年次大会を開いたりして活発に活動している。

アメリカでは70年代後半に批判的視聴技能(CVS)を育成する目的で連邦政府基金による大規模なカリキュラム開発が行われている。しかし、レーガン政権下の1980年代には規制緩和(ディレギュレーション)政策によってメディア教育関連の活動は低滞し、せっかく開発されたCVSカリキュラムもほとんど忘れ去られてきた。やっとレーガンの時代が終わった今、メディア教育が息を吹き返した感があり、主として市民活動グループの手で新たな方向が模索されつつある。

メディア教育の「後進国」といえるのが日本を含むアジア諸国、南米やアフリカの国々。いずれの国でも中心になってメディア教育に取り組んでいるのは市民・民間団体。南米諸国では特にキリスト教系の団体が積極的である。

一般的にいて、独裁政権の国、民主主義が十分に機能していない国ではメディアが世論をコントロールするために使われやすい。そのような国でメディアに対する批判力を養うことは不可欠といえるが、メディア教育の推進役を国家に頼るのは危険だということもある。この点をインドの研究者が厳しく指摘していた。そのためインドやフィリピンでは、多分、日本も含めて、メディア教育の担い手として市民や民間団体が積極的にならざるを得ない。

## メディア教育の先進国、イギリス

**鈴木** 今度の二つの国際会議で企画・運営の中心となっていたのはイギリスのBFI(ブリティッシュ・フィルム・インスティテュート)である。イギリスのメディア教育の歴史は長く、BFIが創立されたのは1930年代。それ以降、この研究

機関が中心的な役割を果たしてきた。

イギリスでは単にメディアについての知識を身につけるだけでなく、メディアを使いこなす能力の育成にも力を入れている。BFIの付属機関である「動く映像博物館」(Museum of Moving Image = MOMI)を見学したが、紀元前からの「動く映像」に対する人類の夢から始まり、やがて映画の発明、その発達をていねいにたどり、テレビ時代につながっていく過程を見学者が自分で体験し、楽しみながら見て回れるように様々な工夫されていた。これだけの規模を誇る映像博物館は世界に例がないという。メディア教育の場として学校が大いに利用するよう協力もしている。

イギリスのメディア教育は主として中学と高校で行われているが、メディア教育という新しい教科をつくるのではなく、国語、美術、社会などのすでにある教科の中で行っている学校が多いようだ。小学生用のメディア教育に関しては数年前からBFIがカリキュラム作りに取り組んでいる(データバンク海外篇、参照)。

イギリスの中でも特にスコットランドでは草の根の教師たちの熱心な取り組みでメディア教育が推進されてきた。彼らを支えているSFC(スコットッシュ・フィルム・カウンシル)の存在も大きい。例えばトゥールーズ会議で出会った若い国語の教師(女性)はメディア研究の専門家ではないが、その熱心さを認められ、地域の教育委員会の依頼でテレビ、ラジオに関する二つのメディア教育カリキュラムを開発しており、それが今では地域の中・高校で使われている。

スコットランドのメディア教育教師の組織が発行している出版物からメディア教育の学習目標を紹介すると、①メディア特性、②メディアの社会的仕組み(制度)、③メディアの制作、④テクノロジー特性、⑤メディアの使い手の主体性確立、となっている。以上の5項目をいずれも「批判的」(Critical)に学んでいくことが強調されている。「批判的」学習ということは、私が二つの会議でもっとも強く印象づけられた点で、スコットランドに限らず、世界のメディア教育の基本的姿

勢となっている、といえる。

ここでイギリスのメディア教育の一端を知るために英・民間放送のチャンネル4でCM挿入なしで放送されている教育番組の中から、メディア教育用番組の一部をVTRで視聴。最初の作品はSeeing and Doing(6~8歳用)の一つで絵本の制作プロセスを作者の出演で解き明かすもの。二つ目はMiddle English(9~13歳)の一つでアニメーションを子どもと一緒に作りながらその仕組みを理解するもの。共に制作はテムズテレビ会社。制作会社には学校教育担当の部署があり、教師用手引きを製作・配布している。

## 社会教育での実践

司会 次は市民大学講座としてメディア教育に取り組まれた荒井さんにご報告を。

荒井 区民の学習のお手伝いということで、区民大学で1989年と1990年に取り組んだメディア教育の試みについてお話する。(概要はガゼットNo.36、No.39を参照)

私とFCTの出会いは偶然に近いものだった。正直に言って、出会う以前はメディア教育への関心はなかった。これは私に限らず、今日のフォーラムへの参加を仲間に呼びかけたが声をかけた人が誰もきていないところをみると、社会教育の現場ではメディア教育はまだ未知の分野に近い、といわざるを得ない。

1989年10月~12月に行った講座は「テレビの見かた、つきあい方——テレビと共に生きる子どもたち」だった。その「ねらい」は資料(ガゼットNo.39)に整理した通りである。連続講座といっても、わずか8日間16時間ではないので、この講座を通して受講者が生活に密着した力となる学習方法を身につけ、家庭や地域、PTAで応用してほしい、と考えた。

この最初の講座は好評で、受講者による自主講座として継続されることとなり、1990年5月~7月の二回目の講座「マスコミと子どもの人権——子どもを取り巻くテレビ文化とテレビを変える力」

につながった。この講座の内容は第一回目に参加し、自主学習を続けた方々が企画委員として参加する中で組み立てられていった。企画委員の人たちは番組をVTRに録画し、編集し、市民インストラクターとしてアニメ番組に関する講座を担当するまでの取り組みをみせた。そんな様子には私は学習者主体の学びの姿をみる思いで、市民の方々の力が予想以上に大きいことに驚かされた。

今後は、こういう実践が広がり、経験交流ができてくれば、批判的視聴技能の内容についても議論が深まっていくと思われる。

### 広告のメディア教育は社会科で

**司会** 次は玉川大学で教育学を専門に研究されていて、以前、「ドラえもん」とこの番組に挿入されているCMを使って「コマーシャルの話」という小学生用の授業を開発されたことのある中澤さんから、お話を。

**中澤** 二つのことについて話したい。一つはコマーシャルの授業についてで、もう一つはその後の展開の可能性について。メディア教育とは何かということについては、日本ではまだ明確とは言い難いのではないかと。従来の視聴覚教育の研究成果には、情報に能動的に対応できる力を養い、メディアに対する主体性を守る教育に重点をおく、いわゆるメディア教育の開発はあまり期待できないと思われる。既存の視聴覚教育はテレビや他のメディアを教具として用いて、できるだけわかりやすく教えるという発想があり、メディアはあくまでも教育手段となっている。それに対して、メディアそのものを狙上りのせ、批判の対象にするというのは、私は中学校社会科の中で行われてきたと考える。また小学校の授業としては、私の実践が一つの例になるのではないかとと思う。

さて、一つ目のコマーシャルの授業についてだが、私がこの教材開発をやる気になったのは、実は私自身、受信料をとらない民放テレビ局がなぜ損をしないのかと、疑問に思ったからだ。いろいろ調べていくうちにFCTのテレビ診断分析調査が非常に参考になった。私も「ドラえもん」

をビデオに録り、実際にCM量を調べてみた。その結果が今日の資料になった(ガゼットNo.32参照)。

基本的には、小学校の全児童にこの授業をFCTでやっているようなワークショップの形でやると思う。そうすれば子どもが作業する中で数々の発見を経験することができる。この私の授業案を豊島区の先生が中学校の「公民」の授業の中でやってみた。中学でドラえもんは幼稚かなとも思ったが、実際やってみるとインパクトが大きく、広告問題の授業でのよい教材だと言われた。これは全くFCTの成果だと思う。

ただ学校現場では学習指導要領を重視するから、どこかに位置づける方がいいと判断して、小学校では「工業の発達」に位置づけてみた。そうするうちに平成元年度の学習指導要領改訂があり、今年度から移行措置ということで、新学習指導要領ですでに授業が始まっている。小学校5年の産業学習の中に「運輸・通信などの産業について学ぶ」という項目が新しく入ったから、CMについてのメディア教育の導入がしやすくなったと思う。授業展開の参考書を読むと、いろいろなプランが出ているので、今後は実践報告がさまざま出てくることを期待している。中学校「公民」ですでに広告の授業が行われているし、今後は小学校でマスメディアを批判的に検討できる能力をつける学習内容が出てくることが予想される。

広告についての学習でつけ加えておきたいことがある。子どもにとってCMは身近だが、CMを批判的に検討するためには誰が、どうやって、何のために作っているのか、流しているのかを考えさせることが、教材開発では重要である。そこで電通、広告代理店の機能・役割という問題が入ってくる。私は以前、高校生用にアパルトヘイトに関する教材を開発したことがある。そこではアメリカの広告代理店のキャンペーンとダイヤモンド消費の関係を上げ、メディアによる広告の力の大きさを学習するようにした。他の人の実践だが、新聞による冤罪報道を考える授業もある。以上のように、社会科教育の中ではマスメディアについての学習がすでにいろいろ行われている。

ただ、それをメディア教育としてくくってこなかったのだが、これからは社会科教育の中での実践をメディア教育という観点から拾い上げ、またFCTのワークショップを授業の中に取り入れるなどすれば、いろんな可能性が出てくると思う。

## 参加者の話し合い

**司会** ここからは参加者のみなさんに質問、意見、何でも自由に発言していただき、討論を深めたい。

**永田** (公立中教師、FCT) 授業の中でFCTのメディアワークショップを数回やってみたが、1時間という時間的制約があり、話し合いや発表まで入れるのは難しかった。隔週で行われる学年朝礼の場でテレビの批判的視聴について話したこともある。学校というのは社会の風が吹きにくいところで、新しい発想はなかなか生まれず、クリティカルという視点を持つ人も少ない。

**池田** (私立保育園園長) 保母さんたちにメディア教育の勉強をしてほしいと思っているが、あまり関心を持ってくれない。保母や教員になる人はメディア教育について教わっているのだろうか。

**中澤** やってないでしょう。人間関係やコミュニケーションの講座を持つ大学で触れる程度では。

**池田** 教育を専門にする人たちへのメディア教育が急務だ。テレビの影響は絶大なのだから、メディアを教材として使っている人たちとクリティカルな視聴が大切と思っている人たちが手を組んで教育界を揺るがす大きな働きを形成してほしい。

**飯坂** (社会教育行政担当) 学生時代にマスコミ論を学び、それを社会に還元したいと市民講座を企画するが、マスメディアの問題には人が集まらない。市民自らが出発点となる学習方法ということで自ら発言し、作業して、という過程を入れてみたところ、80人いた講座で最後は10人になってしまったという苦い経験がある。市民の応援がほしいという気持だ。

**仲野** (公立高教師、喫煙と健康女性会議) 4月にオーストラリアへ行った際、シドニーにあるライフ・エデュケーション・センターを見学し、タバコCMの問題点について演劇的手法を用いて考えさせる面白い授業を見た。このセンターには幼稚

園児や小学生が毎年1回訪ねるようになっている。こういうセンターを日本にもと、文部省や国会議員に対して請願運動をしている。私たちの会ではこのような運動を何年も積み重ね、新学習指導要領に健康教育を入れることを実現させた。でも、保健の先生がやってくれるとは大して期待していない。先生の講習会や新任研修に健康教育カリキュラムを入れるよう要求している。私たち自身も研究会を重ね、教材づくりやカリキュラム作りをやっている。したがってメディア教育についても、私たちがやるしかない。誰かがやってくれるなどということは絶対はない。

**小川** (高校教師、CMの中の男女役割を問い直す会) 大阪でいろんな研究会を開いているが、その一つに「学校と女性学」というのがあり、中学生向けの女性学副読本を作る準備をしている。その中にメディア教育を必ず入れなければと考えている。新聞を使い、広告や記事で女性がどう扱われているかを検証するワークショップを組み立ててみたい。国語の授業の中でも新聞の作られ方をとりあげ、学習している。

**津田** (NHK職員) 私が入局した20年前の新人研修は2カ月半あったが、今は2週間位になってしまった。そこで私が提案して、公にはないが、緊急報道、人権、報道の被害者の問題などについて新人教育をしている。技術は飛躍的に進歩しているが、緊急報道や素人の盗み撮りなどの問題に対して社会的歯止めや倫理綱領などの確立が遅れている。また一方では知る権利、自己決定権などの尊重という問題もあり、メディア教育の重要性を痛感している。一緒に協力してやっていきたい。

**奈良部** (新聞記者) 放送局が中心となってメディア・ライブラリーの設立が進んでいるが、この機関にメディア教育もやるように市民の側から提言してはどうか。

フォーラムの話し合いはこの後も終了予定時刻を1時間もオーバーして活発に続いた。そして最後には、参加者の有志によってFCTメディア教育研究会が新たに誕生する嬉しいおまけまでついた。この研究会は月1回集まりを持つことになり、その1回目をすでに11月に開いている。 (まとめ 永田順子)

## 国際会議「メディア教育の新しい方向」報告

— 三つの委員会による勧告 —

於：フランス・トゥールーズ  
1990年7月2日～6日

本誌前号ですでに報告した通り、昨年7月、世界のメディア教育の現状を実践者・研究者・メディア関係者の交流の中で把握し、より一層のグローバルな展開をめざす国際会議がフランスのトゥールーズで開催された。この会議には世界45カ国から177名が参加し（その45%が教師、43%が教育関係の諸機関に所属、8%がジャーナリストや放送関係者）、その中から各23名前後が参加する三つの委員会が構成されて、4回にわたって会議を持った。（筆者は第2委員会に参加）

三つの委員会では、それぞれのテーマに沿って現状を整理し、討議を重ね、最終的に「勧告」をまとめる作業を行った。以下に各委員会の作業内容と勧告を報告する。

### 第1委員会

メディア及びメディア専門家は  
メディア教育にどう参加できるか

メディアと教育でどんな協力関係が可能かを参加者の経験からまず整理する。次いで分析を加え、メディアがメディア教育に参加する上での教育的基準について検討。最後に、この基準に基づいて将来に向けたメディア教育プロジェクトのためのガイドライン作りを行い、勧告をまとめた。

#### 勧告

1. 批判的意識化(critical awareness)の開発を推進する。
2. 制作センターやメディア教育のための訓練センターをつくり、コミュニケーション過程や表現内容の制作に参加できるような技術が修得できるようなプロジェクトを開始する。
3. メディアの制作や分布の方法を参加しやすいようにしてメディアの民主化を推進する。
4. 学校以外の制度や団体、例えば親の組織、視聴者団体、社会教育がメディア教育で協力できるようにする。

5. 諸組織と協力してメディア研究及びメディア教育研究を奨励する。

### 第2委員会

メディア教育の方法と戦略

当委員会への参加希望者は多く、国籍・性別・メディア教育経験などの諸点でバランスをとって26名の参加者が選ばれた。これらの人びとによる実践状況をまず報告し合い、メディア教育を学校、地域の両方でタイプ別に分類。次いで各国でメディア教育がどう評価されているか、研修やネットワークに関してどのような可能性があるか、今後、どんな研究が必要か、などについて報告・検討した。最後にメディア教育に関する政策、教材製作、将来の一層の発展に向けて必要な研究に関して取るべき方法や戦略を話し合い、勧告としてまとめた。

#### 勧告

#### <研修>

1. メディア教育に関する教師向けの研修としては、次の二種類が必要である：
  - すべての教師に向けて—中学・高校レベルでは各教師の専門分野に関連し、小学校レベルでは教育一般に関連するメディア教育の基礎能力の研修。
  - 関心の高い教師に向けて—より専門化したメディア教育コースを教えることができるようになるための専門研修。
2. 研修ではメディア教育の概念と理解だけでなく、その効果的な授業法の習得も必要である。
3. 大学レベルでメディア教育の講座がない国では、そういう講座が提供されなければならない。あるいは、別の選択肢として、開発途上国からの学生がメディア教育先進国で研修できるように基金が用意されなければならない。
4. 各々の国でメディア教育研修のための責任を

持つ機関を設置しなければならない。

#### ＜資源＞

1. メディア教育における応用研究（例えばクラス単位で行うメディア教育の研修）のための基金が必要である。
2. 特定の文化に関連するメディア教育教材を開発する必要があり、また開発した教材の国際交流がなされなければならない。

#### ＜ネットワーキング＞

1. メディア教育にかかわる教育関係者の国際的ネットワークをつくり、その存在を広く知らせなければならない。
2. 各国でメディア教育教師の組織をつくり、ATOM（オーストラリア）やAMES（スコットランド）などと連絡をとり、メディア教育に関する情報交換、ロビー活動、連帯を強める必要がある。
3. メディア教育に奉仕するメディア専門家のネットワークをつくる必要がある。あるいは、そのようなネットワークが既に存在する国では（例えばフランス）、その活動の強化を奨励しなければならない。

#### ＜評価＞

1. メディア教育プログラム（行動計画）の目的や目標を明確化し、行動計画の実施者、教師、生徒による評価を可能にしなければならない。
2. 「国連・子どもの権利条約」の精神にのっとり、メディア教育の立案、実施、評価の各々の段階で生徒たちの意見に充分、耳を傾ける必要がある。

### 第3委員会

#### メディア教育と開発途上国

開発途上国でのメディア利用の特徴や問題点とは何か、産業化した国々へのメディア教育の導入から成功例・失敗例のいずれでも学ぶべきこととは何か、等について議論。さらに制作機材の不足、つまり直接的経験の機会の不足をどう補うか、メディア教育の導入がさまざまに異なる文化を尊重し、その価値を高めることになるかどうか、についても参加者の報告と討論が行われた。その結果

に基づいて、最後にメディア教育の導入で考慮すべき点を勧告としてまとめた。

#### 勧告

1. 開発途上国では、公教育システムの外側で行われているメディア教育を特に考慮に入れる必要がある。草の根の、あるいはNGOによる教育活動もまた同じように重視するべきで、当委員会としては、メディア教育によって個人やグループが主体的かつ積極的に文化的開発にかかわれるようになることを、特に強調したい。
2. 開発途上国でこれまで公教育システムの外側で行われてきた数多くの創造的活動について、ユネスコは各地域のコミュニケーション研究センターと協力し、国際的な調査を行う必要がある。
3. 公教育および非公教育として行われるメディア教育を援助するために、この領域の指導的立場にある研究機関はユネスコと協力し、柔軟性のあるメディア教育教本の開発を行うように勧告する。教本は各々の地域のニーズを反映できるようにあらゆる地域でテストし、吟味されなければならない。
4. 国際機関、例えばユネスコと協力して、メディア教育を行おうとする学校や機関は、開発途上国と開発先進国の間でメディア教育関係者の交流をはかるようにする。
5. 学校や大学を援助するメディア教育資源センターを開発途上の国々のまず地域で、次いで国レベルで、つくらなければならない。センターは視聴覚資源と活字及び電子メディアの制作機材を備える必要がある。
6. メディア教育の教材や研究の交流はIAMCR (International Association of mass Communication Researchers) や COMNET (International Network of Documentation Centres on Communication Research and Policies) の文脈で促進されるべきである。

（まとめ 鈴木みどり）

## 子ども向けテレビ雑誌「週刊ババール」

— フランスで創刊 —

末松水海子

児童文学研究・翻訳家

### 象のババールはこうして人気者に…

「ババールが帰ってきた」、昨年夏休み前から9月の新学期にかけて、フランスの児童雑誌の広告や書店のポスターには、こんな文句がたびたび見られた。

「ババール」とは、フランスの絵本史の上で忘れることのできない主人公、象の王様ババールのことである。「ババール」が生まれたのは、大戦前の1931年だから、かれこれ60年の歳月が過ぎ、人間なら定年を迎えるところだが、こちらは老いてますますさかん、というより、少しも老いることなく、現在まで生まれた時代以上に人気者として活躍している。

「ババール」の生みの親、画家のジャン・ド・ブリュノフは、当時結核をわずらい、スイスの療養所ですごしていた。父親と離れて暮らす3人の男の子が淋しがらないようにと、母親は即興で象の話をしてやった。それがとてもおもしろいので、子どもたちは、見舞いに行った折、父親にも話して聞かせた。父親はその物語のイメージをふくらませて絵にかいた。

こうして即興の象のお話は、「ババール物語」を皮切りに「ババールの旅行」「ババール王様」「ゼフィールの夏休み」「ババールの家族」「ババールとサンタクロース」と42年までに次つぎに美しい大型の絵本として出版された。この6冊の絵本を残して世を去った父親のあとを、自分も画家となった長男ロラン・ド・ブリュノフが引き継いで、さらに1984年から「ババールといたずらアルトゥール」「ババールの遠足」「鳥の島のババール」……というぐあいに、現在までかき続けている。

父親の6冊の絵本は、1939年にすでに400万部を越え、その後、現在までにロランの作品も含めて少なくとも15カ国の言語に訳され、紹介されている。

日本では「コドモノクニ」という絵雑誌に一部掲載されたのが最初だったらしい。

「ババール」の根強い人気は、物語のおもしろさと同時に、父と息子が同じ登場人物たちを使って60年にわたってリレー式にかいているという、たいへん珍しく貴重な事実によるところが大きい。

そのことから考えても、「ババール」がフランス人にとって、永遠のアイドルであることがわかるような気がする。

こんな「ババール」がテレビ時代の今、アニメーション化されて放映されるのは、むしろ当然すぎるくらいだろう。

### アメリカにわたった「ババール」の作者

「ニューヨークのババール」でもわかるように息子のロランはだいぶ前からフランスを離れてアメリカで仕事している。そして「ババール」の版權をアメリカのクリフォード・ロスに売り、それがさらにカナダのアニメーション製作会社ネルヴァナにゆずられた。このカナダの会社とフランスの共同製作によって、65話のアニメーションができ上り、9月より毎週日曜日の夕方6時から約30分、FR3で放映されるようになった。

アニメ化と同時に、フランスで年令別の児童雑誌を多数出版している有名なバイヤール・プレス・ジュヌヌ社が依頼を受けて、5、6歳から10歳くらいまでの子どものためのテレビ雑誌、その名も、「週刊ババール」を創刊することに決めた。最初に書いた「ババールが帰ってきた」は、テレビ・アニメの放映開始だけでなく、この新しい週刊誌の宣伝でもあったわけである。

「週刊ババール」は19頁、10フラン（約260円）で毎週木曜日に発売される。表紙のタイトルの下と脇につけられた副題が、この雑誌の性格を意図するところをよく表している。すなわち、〈楽しみながら成長するためのお話、ゲーム、考え方〉



を満載した〈はじめての子どものためのテレビ・ガイド〉である。

創刊号（9月22日～28日）の表紙のババールは、緑色の背広に、望遠鏡を手にして、緑の木々や草に囲まれている。緑のチョッキは、絵本の「ババール」のシンボルとはいえ、中の頁にも緑色が意識的に使われていてよく目立つ。創刊号は全体を緑色で統一し、緑は自然のシンボルとして使っていると、ベテランの女性編集長が話してくれた。ちなみに次号は旅行や機械、テクニクのシンボルとしての赤、次は都市とその生活を青で、その次は家族のシンボルの黄色を統一の色としてこの4色を1カ月間順次使って、それぞれに色にふさわしい内容を盛りこんでいくのだという。

#### 4つのテーマ色で統一して…

緑のババールの表紙を開くと、まず見開き4頁のお話がある。登場人物はババール一家とその仲間たちではあるが、これまでの「ババール」絵本にはない、まったくのオリジナルな物語で、文章とイラストは別々に、毎号異った作家・イラストレーターにかかせる。この号の「川のほとりの昼食」というお話のイラストレーターは、アントワーヌ・ド・ブリュノフ、つまりジャンの孫でありロランの息子である。とうとう「ババール」も3代目が筆をとる時代になったと思うと感慨深い。

続いて、このお話に関連したゲーム（ぬり絵、線、点つなぎ）がある。次にテレビ・アニメの「ババール」のあら筋と見どころ、説明が7つの場面とともに語られている。テレビの前後に読むか、読んでもらうかすることで、アニメの「ババール」をより深く理解し、物語の筋をきちんとおさえることができるように工夫されている。

さらに週のテレビ番組の中から、探険、動物、アニメーションなどテーマ別に、良質のものを選んで紹介し、簡単な解説を加えている。そのあとは、アルファベットの練習や単語づくりなど学習ページ、切りぬきなどの工作ページが続き、最後は、テレビ以外のメディア（映画、本、展覧会、レコード、ビデオといったもの）の中から選んで

紹介している。ここで「とても素晴らしい」と折り紙をつけられていたこともあって、私はたまたまバリ滞在中に、マルセル・パニヨル原作の「わが父の栄光」という映画を見た。南仏の美しい景色を背景に、父と息子のほのぼのとしてユーモラスなふれあいが、それなりに楽しめた。

裏表紙は、テレビを中心にしたババール一家の他愛ない生活情景が、3コママンガで描かれている。

#### 日本の子どもは世界記録保持者？

2号（9月29日～10月5日）は、赤のシンボルカラーで統一され、表紙の「ババール」は消防夫、お話も消防自動車の活躍するものである。創刊号の工作ページが、この号では簡単に作れるお料理のページになっている。

私がいささか複雑な気持ちにさせられたのは、テレビ番組推せん頁の余白に「世界記録保持者」のタイトルで、「日本の子どもは3歳から日に3時間半テレビを見ています」という小記事をみつけた時である。

この記事の言外には、明らかに、これを反面教師とする「週刊ババール」の役割意識と編集姿勢がこめられている。

#### テレビを選び、批判する目を養う

平和を愛し、暴力を否定した温和で賢いババールの名にふさわしく、子どもたちが本能のおもむくままに、無批判にテレビを受け入れるのではなく、選択眼を養い、要求できる冷静で賢い視聴者になるように手助けするのが第1の目的である。

そして、テレビ番組選択に関しては、大人にも子どもにも支持されることに自信をもっている。「週刊ババール」が、これからどのように読まれ、利用され、またどんな影響力をもつのか、今後が楽しみである。

ただ、テレビ・アニメの「ババール」が終わったあと、「ババール」の名をもつこの雑誌はどういうことになるのだろうか、という、あまりにも素朴な私の問いには、今はとてもそんな先のことまで考える余裕はないといわれてしまった。

## ■ 特集 3.

## 即位、そして一連の皇室報道

— テレビは何を伝えたか —

昭和天皇の大喪からはじまって、新天皇の即位、大嘗祭、そして秋篠宮の結婚、と一連の皇室行事もやっと一段落した感がある。本誌では1989年のNo.32、33号で天皇報道について特集を組み34号では「天皇報道を経験したテレビへの提言」として、あまりにも批判精神を失ったテレビの妥協的な姿勢について問題を提起した。そのあとをフォローする意味で、昨年11月12日に行われた新天皇の即位報道についてFCTスタッフが手分けして視聴し、考えたことをまとめておきたい。

## テレビ各局の特別編成に特色が

NHK — 朝7時台のニュースの後8時30分から特別番組を開始し、松平定知が司会。政治部、国際部、社会部記者及び風俗博物館、文化研究会長といった男性ばかりが終日並んでコメンテーターをつとめていた。古い資料や模型を使って、高御座、萬歳籙など儀式に伴うものについての説明がやたらに詳しく、多くの時間を使っていた。その間に皇后の誕生からのアルバム、天皇の学友、テニス仲間、皇后の学友などのコメント。大喪の時と同じに草柳大蔵のコメント（その後NHK経営委員に任命された）、二子山親方のコメント。同時多発ゲリラ事件の報道は触れた程度、パレード沿道の警備のものものしさにもあまり触れず、終わったところで松平アナは「無事に終わってよかったですね」と大きなため息をひとつ、「各地の反対運動も大きな騒ぎにはならず、国民は平静に心静かに受けとめたのではないのでしょうか」とコメント。

9時の「ニュース21」、11時からの「ミッドナイトジャーナル」でも延々と昼間の映像をくり返して、解説や「おことば」の分析に終始していた。NHK教育テレビ — 大喪の折にただ一局平常通りの編成で、かえって視聴率が上がった実績をふまえて？今回もまったく平常編成だった。

日本テレビ — 久能靖アナウンサーの総合司会で、酒井美意子が解説役。他に大原麗子、多岐川裕美

等のタレントも出演、「美智子皇后と歩まれた愛の31年」などの特別番組を編成し、昭和のフィルムを見ては感想をのべるというくり返し。「小林完吾アナが自分一人で感激してしまっていて、見ている方がしらけてしまった」という場面もあった。TBSテレビ — 司会の富司純子が午前中から夜にかけて和服を4回とりかえて登場、皇室賛美の大仰な感嘆のくり返し。「見せませ80億円のドラマ平成即位絵巻」とは、あまりにも皇室べったりの報道ぶり。最後に11時からの「ニュース23」に期待したが、「今日1日の映像」を10分間にまとめ、「象徴天皇としておことばを述べられました」で終り。森英恵、浜尾元侍従などゲストもべったり組に終始した。

フジテレビ — 特別番組ともものしく組んだのは、スタジオ生出演と銘打った3皇女の登場で、それぞれにエピソードを引きだそうと苦労していた。森光子、森英恵、吉村真理、司葉子など皇室行事御用達タレントが手放しておめでたい、お美しいの連発だった。夜8時以降は平常編成。

テレビ朝日 — 朝は内田モーニングショーからはじまって、午後には5時間の特別番組を編成し、猪瀬直樹、倉田保雄といった辛口のゲストが登場した。3時のパレードの時には、ゲリラ事件30件を報じ、また「ハイテク日本の中でこのような儀式が行われるのはオドロキ」と外国特派員のコメントをひろっていた。5時以降はいっさい関わらず10時台の「ニュースステーション」で、久米宏がほとんどこの日唯一の斜にかまえた姿勢でのぞみ、おことばや高御座にこだわり、万歳三唱の時には海外からの招待客たちがどう対応したかこだわり「即位の遠景」という特集を組んで平常通りで休校にしなかった学校や、即位にまつわる費用の問題などにこだわっていた。

テレビ東京 — 他局と同じ足並みで、賢所の儀、即位式とパレードでは猪瀬直樹、藤島泰輔、大内順子などが登場して、「皇太子時代からの56年余

りの歩み」「お喜びの紀子妃殿下」などフィルム構成にコメントを加える、というあまり特色のない作り方だった。

### 厳戒警備の中の即位式を見た

大喪一色にぬりつぶされたテレビは、昭和史のフィルムをくり返し放映し、若者たちは、「歴史の勉強したみたい、けっこう面白かった」という受けとめ方もした。秋篠宮の結婚報道は、「平成のプリンセス」をキャッチフレーズに、庶民的な皇室を身近かに、むしろ芸能人の結婚のように、送り手も受け手も「ミーハー」に徹していた。

そして即位の報道から、私たちは、三步さがって高御座の上の天皇に万歳三唱をする立場であることを悟らせられた。国民ではない象徴天皇の即位に80億円もの予算を使ってもものしい警備をしなければならない、反対意見のある状況も知った。大嘗祭では、深夜のかがり火の中で、何やら神秘的な存在である天皇を再認識し、農耕民族である日本人の出目を想起させられる解説をやたらにくわしく聞かされた。TBSがスクープと前置きして入手した「お告げ文」とやらは、なんともわけのわからないもので、結局のところ、皇室の私事にカメラを向け、報道することへの疑問しか出てこなかった。

大嘗祭の翌日の毎日新聞には、「私語が多く、退屈で、寒いばかり、何をやっているのかまったくわからなかった」と報じられていた。テレビ各局は御丁寧にも大嘗宮の模型を作りあげ、そこで何が行われるかさんざん解説をしておいて、実際には何も写し出すことは出来なかったのである。

逆説的に評価をするなら……テレビがこんなにも総力をあげて見せてくれたおかげで、私たちは天皇についてずいぶん様々なことを知ることが出来た。故事来歴について詳しく知りたければNHKを見ればいい、芸能番組みたいにお祭り騒ぎで見なければフジテレビにまわせばよい。ほんの少しでも疑問を持ちつつ考えてみたい、という人はテレビ朝日を見れば、ヒント位は得られたはず。

つまり、どういう見方をしたいか、期待のしか

たによって、チャンネルを選ぶことが可能だったかもしれない。皇室報道を見たくなければ、その選択も可能だった。一見してテレビは無批判に皇室報道一色にぬりつぶされてはいたけれど、それなりの多様性というか特色は出ていた。

批評不在のテレビを見ながら、実は視聴者の方が批評する力、選択する力を養うことも出来た。

大喪をたっぷりと経験した私たちは、皇室報道が次々と続いたために、対応のしかたを学び、経験をいかすことも出来た、といえるかもしれない。

### 皇室報道は変わりつつあるか？

一連の皇室報道べったりのテレビに対して、不満の声は、テレビ局にも、新聞社にも相当数寄せられたと、即位の次の日の新聞は報じていた。

もう少し積極的な市民運動も展開された。「金沢マスコミを考える会」では、A新聞の記者が中心になって、皇室報道の無批判ぶりに対して疑問を提する文章を葉書に印刷し、テレビや新聞各社の送り先リストをつけて、20枚位のセットを300円で売る、という運動を展開した。買った人は自分で切手を貼り、住所、氏名とコメントを書いてリストの宛先に送る、というやり方である。「いわゆるオバサンといわれる世代が中心になって、みんなきちんと住所、氏名を書いて、熱心に送ったんですよ」という神戸在住のSさん達にまで、この運動は広がった。当面は何も変わらないかに見えたとしても、水面下で少しずつ変化は起こりつつあるのかもしれない。

大喪より即位の報道は時間的にも相当控えめであった。大嘗祭は天皇の私的行事であり、深夜でもあったので、さらに縮小した報道になっていた。

この春には立太子礼そして皇太子の結婚、とまだいくつかの皇室報道が予想される。テレビの送り手は視聴者の意向をつかみかねて模索をはじめている。今後の皇室報道のありようを考えはじめているのだと思う。何をどう見たいのか、視聴者としてしっかり表現していくことも大切だ。

(まとめ・竹内希衣子)

# FCT データ・バンク

## — 海外篇 —

### ●初等教育におけるメディア教育 — 教育課程審議会報告書 —

PRIMARY MEDIA EDUCATION  
— A CURRICULUM STATEMENT  
BFI/DES National Working  
Party for Primary Media Educa-  
tion edited by Cary Bazalgette, BFI  
Education Dept., 21 Stephen St.,  
London W1P 1PL U.K., Jan., 1989

この報告書は、BFI British Film Institute 教育部門の初等メディア教育審議会によって、メディア教育の基盤となるべき、基本的知識・理解をまとめ上げたものである。当審議会は、教師・顧問・教師養成指導者を含む20名のメンバーからなり、Calouste Gulbenkian Foundationの基金援助を仰ぎ、BFI 教育部門の運営の下、無報酬で活動研究を重ね、1986年より3年の年月を費し、1989年1月報告書をまとめるに至っている。100ページ余の本報告書のうち、冒頭約30ページにわたって、メディア教育の理念・基礎認識・到達目標が述べられ、ついで英国各地の教師の多種多様な、初等メディア教育実践例報告が、同じく約30ページを割いて発表されている。残る後半部分はメディア教育課程とその他の教科教育課程の結びつけの示唆、今後の研究の方向と課題の指摘にとどまっているが、中間部分のさまざまな実践例は、新しいメディア教育の可能性を種々、実感させる。

本報告書は、あくまでも暫定的なものであり、決して最終的結論ではなく、むしろ今後一層の検討・研究を重ねる必要があるため、建設的な意見・試案が寄せられる事を切望する旨、再三再四明記されており、巻末には response form がつけられ、読者からの授業例報告等、提案を募

っている。本報告書は、英国内外の教育課程審議機関に無料で配布され、又、希望者には原価で頒布されている。

①メディア教育とは：メディアは現代の我々にとって、情報源・教育源・娯楽源として最も大きな存在でありながら、あまりにも安易に放置されすぎている。社会においても、学校教育においても、批判的分析的な態度と知識に裏付けされた形で、もっともっと多くの注意が払われなければならない。どのようなメディア教育が適切か、教育課程全体の中での位置付け、教室での適確な実践方法、等について、明白な基本理念が必要だと思われる。

小学校におけるメディア教育は、子どものメディアに対する批判的分析的な理解力を増強させる事を目的としている。メディア（TV・映画・ビデオ・ラジオ・写真・大衆音楽・印刷出版物・コンピューターソフト等）が、どのような働きを持ち、どのような目的で、どのようにして作り出され、メディアの受け手（audience）にどのような影響を与えるのか、どのように理解されるのか、が主要なポイントとなる。教室でのメディア内容の分析・制作を通じて、子どもの批判的分析的かつ創造的な能力を順序だてて開発していくことが主眼となる。

これによってメディア教育は、『より能動的で、かつ分析的批判的なメディアユーザー—より広範な、より多様な、メディア内容を要求し、又、提供できる人間』を作り出すことをねらいとしている。

現代生活における、読み書き言語能力（リテラシー）は、メディア教育をも包括すべきであり、『見る・聞く・話す・読む・書く+メディア能力』が必要不可欠であると思われる。

②到達目標：メディア教育を受けた子どもは、何を知り、理解し、かつ、為し得なければならないのか？

メディア教育は、子どもが学校外の世界（家庭・社会・世間）で、日常学んだ知識に基づいているという点で、いわゆる他の、“学校で教わる教科”とは大きくかけはなれている。メディア教育は、この子どもの知識を見出して、子ども自身がそれを系統だてて明確にし、さらに拡大・多様化させることを助けるものである。メディアについて教えるということは、このように学校と家庭の結びつきを促進するものであり、それによって子どもの学校外での体験が真価を発揮するように学校での学習にくみいれられていく必要がある。

子どもの技量・理解を系統だてて開発していくためには、メディア教育を組み立てる土台となるべき知識・理解について、はっきり意識していなければならないと、述べ、続いて、具体的に、子どもの年齢段階を5～7才と、7～11才の2段階に区分し、又、教科内容を Media Agencies, Media Categories, Media Technologies, Media Languages, Media Audiences, Media Representations の6分野に分類し、知識・理解と実習の到達目標を、詳細に示している。特に Media Languages では、各々のメディアは、それぞれある程度『独自のことば—意味伝達の手法』を持っており、それは今後も発達しつづけるもので、我々はそれを学ばねばならないという事は、現代生活に不可避の内容と考えられ、又、Media Audiences, Media Representations の概念については、子どもの個の形成・確立ともからめて、全教科課程につながる重要な教科内容だと述べられている。

以上、大変興味深い内容で、実践の集積による発展が期待される報告である。（レビュー・伊藤のり子、久家悦子、高瀬悠子）

# FCT データ・バンク

## 一 国内篇一

●米英のテレビニュース基準、制作指針の研究、小泉哲郎+編集部、「放送レポート」No.107、1990年11/12月号。

報道の時代といわれ、テレビ各局のニュース枠は10年前と比べると格段に増えている。しかし反面、事実を扱うことを装ったワイドショーや各種の情報番組も増加し、ニュースの概念そのものがあいまいになって人びとの信頼を失いつつあるのではないか。テレビ報道の実情とその問題点を検証するため、比較としてアメリカのCBS、NBCおよびイギリスBBCの各ニュース基準や制作指針について研究・紹介し、日本のテレビニュースのあり方を考えてみようとするシリーズ。その第1回目がNo.107に掲載された「なぜ基準・指針なのか」。2回目はNo.108(91年1/2月号)の「ニュースの『公正』とは何か」。

1回目「なぜ基準・指針なのか」では、CBSニュース基準(1976年制定、その後、逐次、改訂・増補)、NBCニュース指針(1984年制定、88年改訂)、BBC制作者指針(1989年制定)の各々について、その目次と項目を訳出・紹介している。それをみると、基準・指針が単なる規則ではなく、テレビ制作にかかわる者が日常的に出会うほとんどすべての問題を網羅し、各自が直面するさまざまな問題に立ち向う際の道しるべとなるべき機能を持っている、と言えるようだ。

2回目「ニュースの『公正』とは何か」では、公正の原則(フェアネス・ドクトリン)こそニュース制作の基本として押さえられていること、さらに「公正」とはどういうことなのかについて詳細な説明が行われて

いることについて紹介。例えば「BBC制作者指針」では、序文に続く第2章は「番組での公正な扱い」第3章「正確さ」第4章「公正さ—事実の反映」と、「公正」概念の明確化のために多くの紙幅が使われている。「公正さ」は記者の側に高い倫理観を要求するが、それについてCBSニュース基準には記者の行動規範を事細かに示す「個人基準」がある。その内容も詳細に訳出・紹介されている。

日本の現状と比較して読むと、その内容のあまりの厳しさに圧倒される。(M)

●テレビは「街の声」に市民オンブツマンの発想を、竹内希衣子、「マスコミ市民」No.268、1991年1月号。

誌面を一新した同誌の新連載「メディア・スコープ」の第1回目。

大きな事件やイベントを報ずる時にテレビや新聞に必ず出てくる「街の声」とは何なのかを問い直す。例えば即位の日(11月12日)のテレビ各局でオンエアされた街の声をみると、天皇及び天皇制への親近感を語るのは男性、女性はパレードを見送っての感激ぶりを口にし、子どもの発言では視聴者の笑いを誘う、という構成が読みとれた。つまり街の声とは「この場所からはこういうコメントをとってくる」というあらかじめの構成があり、男女差、年齢差、職の違いなどさまざまなバランスをとって、パズルのようにはめ込んで作られたもの、ということができる。

テレビのこんなやり方にインタビューを受ける側でも慣れてしまっていて、マイクを向けられたとたん、サービス精神を発揮し、テレビが求める通りのことを口にすることが多い。中でも女性は消費税なら「台所の声」、悲しい子どもの事件なら「同じ母親の気持」といったように、テレビ局の意のままに使われている。

しっかりした意見を持ち、それを機会さえあればきちんと表明できる市民はたくさんいるのだから、そんな人たちの声を積極的に取り上げて

「街の声」に市民オンブツマンの機能を持たせてはどうか、と提案している。(M)

●特集・視聴者をどう促えるか、「月刊民放」1990年12月号。

①テレビとは何か—原点の問いかけを(制作者自身をどう変えるかが重要課題)・藤井潔(クリエイティブ・ネクスサス代表)、②“虚実のきわどさ”を楽しむ余裕も(世代と豊かに対応しはじめたドラマに期待)・松尾羊一(放送評論家)、③多様化する情報環境と若者意識(「おたく」化現象は何を生み出すのか)・成田康昭(中京大助教授)、④視聴者の“生の声”を制作現場に(視聴者センターに求められる機能)・上村喜孝(テレビ東京広報室)、⑤テレビ視聴時間からみた視聴者像・加藤雄二(ビデオリサーチ・テレビ調査部)。

以上の中では④視聴者センターに求められる機能、がテレビに電話をかけてきたり手紙を書いてくる視聴の実態の一端を伝えていて、興味深い。それによると月間平均対応数は在京社の場合、電話によるものが平均2500~3000(土・日除く)、郵送によるものが月間200前後という。内容的にみると、視聴者の声の9割以上が問合せや質問で苦情や抗議は5%前後と少ない。

近年増加している情報番組に関する問合せが特に多く、各局共通して食べもの(グルメ店紹介)、紀行(温泉・旅館)、健康・暮らしの話題を扱うと、問合せが殺到する。「さらに、激安ショップの紹介と霊能・靈感者が登場すると、視聴者センターの対応機能はバンク寸前」となる。

在京テレビ各社が視聴者対応の専門組織を作ったのは昭52年前後。昭53年からはNHKと在京テレビの合わせて6社による視聴者対応部門責任者の定例会議が続いており、各社共通した問題の意見交換や活発な討議もある、という。しかし視聴者センターが番組担当者に代わって視聴

者に対応する現在の仕組みでは、担当者に視聴者の生の声が伝わらず、視聴者離れの心配がある。「番組単位の反響はその都度担当者にとどけられるが、視聴率のようなデータに対し、一部の視聴者の声になってしまおうよ」と書き、視聴者センターが単なる案内所の存在を脱し、今後どう機能していくべきか、「模索していきたい」と結んでいる。(M)

●特集・マス・メディアは何処へ、「新しい家庭科We」1990年12月号。「マス・メディアの構造」中野収、「プライバシーも写ルンです」津田正夫、「市民としてテレビメディアにどう関わるか」竹内希衣子、「人間の歩む道」原田奈翁雄。

「市民として」では、FCTの活動を通しテレビ問題で10年余り市民の立場で発言して来た竹内が、よりよいテレビを送り手に望むならば、よりよい受け手になることが同時に必要という。そのためには、①意図的にしっかり見る、②テレビの伝える情報をうのみにせず反応をする、③メディア教育の普及により市民意識を高める、④辛口の御意見番としてテレビメディアに参加していくの4点が必要と述べる。

今号は特集以外にも新井直之へのインタビュー、発言コーナーの「テレビ番組に女の視点を」早川与志子、「日本のジャーナリズム考」アルベルト・ノヴィック、「いま、なぜミニコミか」公庄れい、など一貫して日本のマスコミ問題をテーマにしている。

「日本の一」では、日本のマスコミの問題点を、男性支配のジャーナリズム界の在り方とともに、“お上志向”が強く、政府や権力のある機関から十分な距離が保てていないと指摘している。

新しい家庭科を創るために一項目では、小中高校の先生が各々家庭科の授業の中でどうメディア教育、消費者教育を取入れていくかにつき述べているが、湖東中学校の足立は、

「学習内容として扱えそうなマス・メディア情報のメモ」を一覧表にまとめ、提示している。(S)

●国際化時代の企業と人権、小林洋一郎、部落解放研究所「人権ブックレット24」、解放出版社、90年7月発行。

著者はFCT会員。海外生活を長く経験した後、企業の社内で同和問題対策の部署を担当したことから、部落問題に目を開き、さらに在日韓国、朝鮮人問題、反アパルトヘイトと市民運動に関わるようになった、と後書きにも著されているが、著者の豊かな経験、目らの体験を通してこの書は出来上っている。「真の国際化か?」「共存感覚とは?」「企業が人権問題に取り組む拠り所は?」といった目次からもわかるように、「相手に同質を求め、また同質をおしつけるのは国際化ではなく『内地化の拡大』であり、侵略です」と述べ、海外援助の考え方、日本人の人権感覚、海外進出する日本企業のありようにも、わかりやすい文章で厳しい言及をしている。一人の企業人が部落解放同盟と出会い、どう変わっていったか、その柔軟な対応を知ること感動的で、多くの企業人、市民運動を志す人に推したい。(T)

●差別と表現を考える、山中多美男、「ヒューマンライツ」1990年12月号。差別をなくしていくためのマスコミの役割に期待をかけて、部落解放同盟中央本部人権対策部長の山中氏がマスコミ関係者へ講演したものの要約。

まず差別意識は社会構造として存在していること、また差別意識は経済構造、社会構造、文化構造によって支えられ、しかも今日の法の不備が差別に対する罪悪感を非常に弱めていると分析し、差別意識が顕在化する場合について、具体的に説明している。次いでマスコミに対する期待が語られている。

差別語を用いれば何でも差別とい

うことではないが、現実には「今日本の中で差別語が使われている場合は、99%まで差別を拡大する方向で使われている」。差別語を使わなくても差別的内容の著作はある。基本的には、差別の実態をどう変えていくのかを差別観念に囚われている自分の改革を含めて問い、差別と闘う姿勢で取材すること。なおマスコミは20年前から差別語に対して糾弾を受けながら、組織的な取り組みをしてこなかった。今後は全社的に人権意識を高めていくための研修体制づくりが求められる、と述べている。

山中氏の講演要約の他にも、同誌には『日本の権力構造の謎』(早川書房)著者カレル・ヴァン・ウォルフレンと小森龍邦・部落解放同盟中央本部書記長による公開討論会記録、90年代のマスコミと人権・中村泰次、過ちを糧として・樋口正紀(産経新聞東京本社「差別・人権問題委員会」事務局長)、本来の使命に戻る・田中正人(読売新聞東京本社解説部)、在阪民放人権懇話会の歩み・浜田成望(テレビ大阪総務局長)、電波に人間のこころを・鈴木みどり、などの論文が掲載され、「マスコミと人権」特集号となっている。(F)

●特別企画・女性とメディア1991、「総合ジャーナリズム研究」No.135、1991年冬号。

女性とメディアに関する最新事情を以下の項目でコンパクトに整理。多くの統計データが集められているので保存版として貴重。

①「女性とメディア」の世界、②女性記者の現実と意識(アンケート調査結果の概要)、③数字にみるマスメディアの女性たち(新聞・通信社、民間放送会社)④「女性とメディア」研究・活動の現在一研究グループ(マスコミグループ、運動グループ)⑤ジェンダーとマスコミュニケーション(国際学会報告)⑥アジアの女性ジャーナリスト(二つの国際会議から)⑦米「女性とメディア」最近事

情、⑧主な「女性とメディア」関連文献・雑誌記事(89・11～90・12)。

少し数字を紹介すると、新聞協会加盟の新聞・通信社111社のうち定期調査に回答した101社の全従業員約6万5300人中女性は約4900人(7.5%)。このうち編集部で働く従業員は約2万5900人で、その6.6%の1700人が女性。この数字には調査・資料、編集庶務なども含まれている。女性記者だけではわずかに915人、3.5%である(90年現在)。

民間放送の場合はどうか。90年7月現在で民放152社の全従業員数は2万8215人。そのうち女性は5232人(18.5%)。しかし役付従業員に占める女性の割合は1%(1万995人中296人)である。

④「女性とメディア」研究・活動の現在の項では、この問題と取り組む研究グループ、市民活動グループを計22紹介し、各々について活動内容、発足等、連絡先などを記している。FCTの紹介も。このリストにつけ加えられるべき団体・グループはまだありそうだが、それにしてもコンパクトによくまとまっている。(M)

●特集・性役割の固定は揺らいだか、「新しい家庭科We」1991年1月号。

特集テーマに沿って青木やよび氏へのインタビュー(自己解放が固定化を揺るがす)、座談会・女の解放・男の解放をめぐる(津田正夫、田上正子他)、学校教育の現場から実践報告、さらに以下の4論文で構成。性役割分業—90年代の課題・金井淑子、私の「社縁総退論」その後・加納実紀代、アメリカの共働き女性はいま(セカンドシフトのゆくえ)・田中和子、性役割の固定化を揺るがす家庭科教育は・牧瀬カツコ。(M)

●新聞紙面にあらわれたジェンダー、新聞家庭面の女性学、女性と新聞メディア研究会(田中和子他)、「国学院法学」第28巻第1号及び第2号、1990年9月、10月。

朝日、読売、毎日の三大新聞の紙面分析を行い、新聞に日常的にみられる性差別表現の数量化を行っている。調査期間は1985年10月1日～15日。同期間中の上記3紙の朝・夕刊における投書、連載小説、マンガ、広告を除く全ての記事を対象に、女性に関する表現を①女性強調、②女性隠し、③業績評価のダブルスタンダード、の3点で分析。

①女性強調の表現とは女優、女生徒、女教師、女流作家などと女性であること、女性の性役割をことさら強調する表現をさすが、このような女性冠詞の使用が調査期間中に1紙につき平均134件使われていた(1日当たり9件)。②女性隠しとは社会面に登場する火事・爆発・風水害などの報動で女性の性がほとんど使われず、一家のあるじ=男性という社会に根強い考え方を新聞が踏襲していることに、もっとも端的にみられる。

③ダブルスタンダードとは、類似した行為・達成・社会的地位などに対して男女で異なった評価を付与する表現をさす。例えば女性のプロゴルファーに関する記事で彼女のスポーツ選手としての活躍を「妻」や「家庭性」の尺度で語るような表現。また男性には「氏」を、女性には「さん」をつける敬称の使いわけ。男性は姓またはフルネームで書き、女性は名のみで書くというのもダブルスタンダードである。

新聞家庭面の分析研究では、まず各紙の家庭面の成立及び歴史について述べ、次いで1985年と86年の2回にわたって朝日・読売・毎日3紙の家庭面がどのような分野にどの程度言及しているかを分析している。調査期間は10月1日～31日。

結果をみると、3紙とも生活、投稿、文化の3分野に大きなウェイトを置いている(85年)。86年の家庭面紙面構成も大きな変化はみられなかった。(M)

●国際化時代の子ども向けテレビの

展望、小平さち子、「NHK放送研究と調査」1990年12月号。

国際化時代の今日、1990年代そして21世紀の子どもたちにとってのテレビのあり方を考える手だてとして、「セサミストリート」の20年にわたる国際的展開についての分析を行い、さらにイギリスを中心とするヨーロッパの子ども向けテレビの現状を紹介する。

「セサミストリート」は1969年11月にアメリカで開発・放送されて以来、世界80カ国を超える国々にさまざまな形で影響を与え続けてきた。1990年9月にはアムステルダムでこの番組をめぐる新たな展開を話し合う国際会議が開かれ、世界18カ国から60名の番組制作者・研究者・国際協力担当者が参加。筆者の小平氏もパネルディスカッション・1990年代における子どもたちのニーズで、基本情報の提供のためのスピーチを行ったという。(その内容の紹介はない)

イギリスといえばバラエティに富んだ良質の子ども番組を放送している国として、これまで高く評価されてきた。ところが規制緩和の波がイギリスにも押しよせ、子ども番組の質の確保が大きな問題になりつつある。そんな中、89年にはBACTV(British Action for Children's Television)という市民活動団体も生まれ、議会への働きかけを行うようになっている、という。(M)

●テレビ広告と消費者問題(かていの勉強室5)、新座市商工労政課、1990年12月。

埼玉県新座市では消費者行政の一環として市民が家庭にあって消費者問題を学べるようにと「かていの勉強室」を企画・実施し、そのためのテキストを講座ごとに講師に執筆依頼して、シリーズで発行している。

シリーズの5冊目として製作されたのが「テレビ広告と消費者問題」(A5版30頁)。生活環境と一体化してしまっているテレビ広告(CM)

の問題を子どもや大人の消費生活との関わりの中で考え、批判力を養ってほしいという願いをこめて、FCTの鈴木みどりが執筆した。

内容はテレビ広告の数量的問題（プライムタイムのCM量、民放連の18%自主規制、食品CMと食生活の関係など）、テレビ広告の宣伝の仕方（キャラクターCMとタイ・イン、子どもセールスマン、注意表示・必要表示など）を中心に、CMの産業的仕組みの説明も加え、コンパクトにまとまっている。

講座を受講している市民向けに発行したテキストのため非売品だが、問合せは：新座市商工労政課（新座市野火止1-1-1、〒352）。

#### ●子どもとテレビ、青山和子、「母の友」1990年12月号、福音館。

最近の子どもとテレビの現状と問題点をNHK放送世論調査、筑波大学の杉原一昭氏の言葉などから報告。テレビの影響と思われる「どこか変な子どもたち」の問題をあげている。そして、テレビの大きな影響にどう対処するかという点に関してFCTの取り組んでいる活動を紹介しながら、親たちがテレビに子守りをさせないで一緒にテレビを見、番組内容や問題点を理解していくことの大切さを訴えている。具体的にNHKの「おかあさんといっしょ」に於ける男女役割固定の問題やアニメ・ヒーローの暴力の問題を理解するための内容分析の方法を「テレビの見方・つき合い方」（FCT）のチェックシートを用いて紹介している。このようなテレビ番組の内容の問い直しは、親たちが子育ての一環としてと

り組むべき問題だとFCTの主張も紹介、最後に「テレビ・危険なメディア」（ジェリー・マンダー）から引用し、テレビの持つ特性と危険性について述べている。

「母の友」は幼児を持つ家庭への雑誌なので、家庭でテレビの問題に取り組もうとしている親たちへの具体案として役立つことが多いのではないか。(Y)

#### ●環境パスポート：今すぐできる30の方法で地球を救おう、ほんの木社、1990年11月。

環境問題への関心が高まる中、この新しい時代に生きる子どもたちにも身近かなところから地球環境を守る取り組みができることを教え、積極的な行動を引き出そうという目的で製作されたハンドブック。

取り上げているのは水、森林資源、大気汚染、エネルギー、ゴミ、化学薬害、自然（動物・植物）保護、の7領域で、全体的に問題提起する章・いま地球に何が起っているか、もついている。

いまず子どもにできる30の方法とは、例えば歯をみがいている間は水をとめよう、合成洗剤ではなく石けんを使おう（以上「水」の章）、牛乳パックは捨てないで、もう一度使えます、雑誌・本は友だちとまわし読みを（「森林資源」の章）、クーラーは暑くてもできるだけ使わない、テレビは見たい番組を決めて見る、ファミコン・テレビゲームより友だちとあそぼう（「エネルギー」の章）、といった具合で、わかりやすい。

各々の方法がなぜ環境保護につながるかを左頁で説明し、右頁では各

々の方法で地球がどれだけ救われるかをイラスト入りで、クイズ方式も使って示されている。問合せ：ほんの木社（東京都千代田区神田錦町3-21、第2柴田ビル、1部500円）。

#### ●子どもの権利条約とアジアの子どもたち、ビティット・ムンターボン氏の研究報告要旨、「子どもと人権」1990年10月、子どもの権利条約批准の会。

「こどもの権利条約研究会」（1990、8月3日）での研究報告の要旨。報告者はタイのチュラロンコン大学の準教授。報告ではまず子どもの問題はあるという認識に立ち、アジア各国の子どもの実態を述べている。子どもの権利条約については、国連で採択されるまでの経過と内容の解説をしている。その中で問題点として、胎児の権利はどうなるのか、子どもの権利と親の権利の関係、国家の安全、利益と子どもの関係、子どもの権利と子どもの最善の利益の関係などをあげ、権利条約はこうした点に必ずしも十分に答えていないと指摘している。

また、タイも日本もまだ条約に署名、批准していないが、それでもできることはあるとして、例えば条約の精神を宣伝普及させる為の人権教育の必要性、国際レベルで子どもの実態に関する基礎資料作りの必要性などをあげている。そして最も大切なこととして条約批准のプロセスに子どもを積極的に参加させること、その為に条約の内容が子どもにとって身近になるよう大人側の努力が必要だということに結んでいる。(Y)

FCT（子どものテレビの会・市民のテレビの会）はテレビの作り手、視聴者、研究者が立場を超えて集い、より良いテレビの実現をめざして実証的研究と実践活動を積み重ねていくためのひろば＝フォーラムとして1977年10月に創設されました。その運営は創設以来、事務局スタッフ及び会員のボランティア、全国の会員からの会費とカンパ、定例のFCTフォーラム（公開の研究会）参加費、および調査研究報告書や季刊情報誌fct GAZETTE（ガゼット）等のオリジナル出版物販布からの収入によって行われています。

「ガゼット」の年間購読のお申し込み、バックナンバーのお問い合わせ、FCT出版物や入会などについてのお問い合わせは事務局へハガキまたは電話（03・3721・8694）でどうぞ。